

ですよね。そのほかにここに備考として書いてあるんですけども、入場料の額 200円以下の場合 1.3と、この表が載ってるんですけども、これはこの辺の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） この備考欄の入場料の額で料率というのがございますけれども、これは入場料を徴収した場合、あるいはこれに類する入場券等を発行して大ホールまたは小ホール、あるいはリハーサル室を利用した場合の使用料に、それぞれの入場料が 200円以下の場合 1.3を掛けるというような考え方でございます。以下 200円から 500円の場合は 1.5といったような料率でちょうどするという考え方でございます。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。8番早坂 理君。

8番（早坂 理君） この文化センターにつきましては30億円という多額を費やしておるわけございまして、これは過般、小野田町の村心づくりという計画がありました。村の心でございまして、町の心でありまして、村心でございまして町の中心ということで、一応村心づくりという名前のもとに出したわけでございますが、これからの問題で一番の問題は、いかに多くの住民が利活用するか、この問題だと思っておりますよ。そのためには今後の運営の問題も、あるいは町民、団体ある程度一部任せた運営にもっていくか。何かこの予算書を見てますと、この料金にかかわりまして、使用料で50万円という当初でございましてしたようでございます。出ておりますけれども、やはりそれだけの施設でございまして、こんな使用料でなく、これは当初のあれでわかりますけれども、やはりいかに活用するか、これがキーポイントでございまして、この辺この運営を含めて、この使用料も50万円当初のこれも計画に入るような問題の活用に専念していただきたいと、その辺を十分検討した運営ですね、財政も含め、その辺を私の方からむしろ希望でございまして。

議長（米木正二君） 15番工藤清悦君。

15番（工藤清悦君） 先ほどから料金と料率の問題が出てますけれども、関連することもあるんですけども、この 200円以下の場合 1.3、それから 200円を超える 500円以下 1.5というようなことで、その料率が設定されておりますけれども、先ほどの千葉議員の減免との関連もあるんですけども、これから公共的団体とかそれぞれの団体がやはり受益者負担という形で講演なり催し物なりというようなことが、これは団体の収入に関係なくやる場合があると思うんですけども、そういった場合に教育長さんお話しのとおり、公益の役に立つものに対しては減免するというようなことなんですけれども、町と一緒に共同の中で団体がまちづくりのた

めにやる講演会とか催し物をどの辺まで減免の対象にするのかということ、一つは団体が維持するためにやはり受益者負担の中で自己資金を、またその運営費を確保するためにそういう事業を持つ場合もあると思うんですけども、その辺の兼ね合いについてお伺いをしたいと思います。

議長（米木正二君） 教育長。

教育長（三浦公男君） お答えします。

この減免措置を含めて、やはり今まで旧町時代からそういった措置をとってきましたが、一本化になって調整を図ってこういった新しい制度でもってスタートしようとしております。そんな中でやはり歴史というのを大事にしたいなと、そんなふうに思っております。そんな中からやはり町民が多く活用していただくということが大前提でございます。そういうことで一つのスタートとしてはこういう措置をとりますが、数年かけて改善すべき点が出た場合は当然改善をしていくと、そういうふうな考えでございます。したがって、この16年度からスタートする使用料を含めて減免を含めて、当分ここで実施したいなと、そんなふうに考えております。

議長（米木正二君） 15番。

15番（工藤清悦君） ありがとうございます。この料金設定からちょっと逸脱しては大変申しわけないのでこの辺でとどめておくんですけども、やはり今後教育委員会が所轄するさまざまな公益的な団体もあるわけですよ。そういう方々が今後財政事情によって、補助金の問題が絡むと大変この件から逸脱しますので触れませんが、やはり自分たちで自立しながらまちづくりのために、または自分たちのいろんな向上のためにというようなことの活動が、今後多く想定されると思いますので、その辺の活動をかんがみながら、その料金設定またはその減免、それから料率を考えていただければというふうに思いますので、答弁は要りませんのでこの点も含めてお願いをしたいと思います。以上です。

議長（米木正二君） その他ございませんか。28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） ただいま教育長さんの方からなるべく免除にというお声を聞いてますので、皆さんで大いに利用したいなというふうに考えますけれども、この文化会館を運営するに当たって、運営委員会というか文化協会の方々から出るようなそういう案はあるんでしょうか。お願いします。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） 施設の運営に関してでございますけれども、これらも含めた社会教育委員会の芸術文化部会の方で検討することになるかと思っております。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。10番千葉明朗君。

10番（千葉明朗君） 関連するんですが、設備器具使用料という項目、大変細かくあるんですが、舞台設備、照明、音響、楽器は当然、これは1点につきということなんですが、例えば照明設備とか舞台設備1点につき5,000円という範囲内ということあるんですが、その1点1点という範囲ですね、例えば照明器具ですと30個も50個もついているわけですね。1点1個という意味なんですか。それとも照明全部を1点というんでしょうか。まずその辺の解釈の仕方ですね。なぜかといいますと、若干営業でやる興行的なものに貸していくということも一つの大きな目的でもあるわけですから、使用料と収入とのバランスからいって、客数からいきますと、純興行的にやるというのは規模的にも大変難しくなるんじゃないかと思うんですね。若干概算で計算してみてもですね。大変な料金を高くとらないと営業的なものはできないということまでなりつつあるんじゃないかと思うので、概算してみますと、例えばピアノ1台1点につき3万円ということになりますと、ピアノ運んだ方がいらいじゃないかなんていうくらいの料金になってしまう。これはある参考にしてるんでしょうけれども、バツハホールなんかは大体こういう形でいってるんでしょうか、そういうことです。

それともう一つ、最後の備考の9ですね、8はいいと思いますけれども、使用料の清掃料として客席利用1回につき1万円の範囲内ということですが、この辺までほとんど減免に該当する町民のサークルなんかで使うときは、ここまでも減免の対象なんですか。掃除代くらい何とか会費の中から出ませんかというようなことは、それは減免を検討する町長の段階で内容に基づいて、ここまで一応「じゃあ1,000円もらおうじゃないか、3,000円もらおうじゃないか」と「じゃあゼロにしようじゃないか」という検討する範囲内もここまで範囲内ですね。使用料だけでなく。その辺の解釈の仕方ですね。私、個人的に言うと、婦人会とか文化協会とか若干の補助対象にもなってるわけですから、1万円だとするとせめて掃除代の3,000円とか、こういうきめ細かなものもやっぱり考えて、これから減免の検討をする申請が出たとき、町民の負担になるかもしれませんが、補助対象になっている団体の使用のときにはやっぱり若干でもいただくという願いを含めた形のものもぜひ範囲内に入れておいていただきたいと思うんですが、その辺のところの考え方が少しおありかどうか。細かいことはあれでしょうけれども、担当課長で結構でございます。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） まず、楽器等の使用料あるいは照明等の使用料の件でございますが、これはバツハホールと全く同じでございます。例えば照明器具あるいは舞台器具1点に

つきというその範囲はどうかということでございますけれども、例えば照明器具1個というわけにはいかないと思いますので、その使用する範囲によって教育委員会が定める額ということで、その都度その判断をしてちょうだいするということになるかと思ひます。

それから、備考の9番でございますね、清掃料、これは規則の中には使用料の減免の条項はあるんですが、清掃料の減免の条項がないんです。これはその都度やはり教育長が判断して、これはいただかなくてもいいんじゃないかとか、これはこの辺までちょうだいしなくちゃいけないんじゃないかということで、教育長の判断でちょうだいするということになるかと思ひます。

以上でございます。

議長（米木正二君） 教育長。

教育長（三浦公男君） ただいまの質問に補足いたしますが、最終的には教育長の方で判断することが多いと思ひますけれども、それらについて申請する段階で決まっているものははっきりしているわけですから、これは問題ないと思ひます。小さいものについては、申請の際に十分説明をこちらからする、理解を求めて納得して活用していただくというのが原則でございます。

議長（米木正二君） 10番。

10番（千葉明朗君） だと思ひますね。ただ、やはり先ほど言った気になる照明設備ですね、電力1キロワットにつき150円と、設計で見てもわかるように3キロまでの範囲があるんですけれども、大体照明器具の大きいライトというのは1キロなんですよね。これ何十個ついてるんですか、やはり照明ですと3個つけたり10個つけたり全部つけたりするわけですよ。そうしますと、ほとんどあの大きい照明器具は1個ずつに値する可能性が出てくるんですね。だから、消したりつけたりするわけですから、どうやって1キロ2キロということでも、全部一度は該当しておかなければいけないんじゃないかと思ひますよ。照明器具となりますと。だから、この辺のところはもっときめ細かなものでないと、特に営業でやってくる人なんていうのは物すごくうるさいと思ひますよ。この辺のところ。恐らく協議の中で高いとか安いとかこうだとかというのがあってしょうけれども、バツハホールの例があるんでしょうか、経過というものが参考になるんでしょうから、その辺ですか。バツハホールはやはりこういう形でおやりになっているんですか。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 私もバツハホールに行ったことがありますので、関連してお答えを申し

上げたいと思います。

いわゆる消費電力1キロワットというのは、定額がありますね。その照明なら照明を持ち込んでそれを使うということであれば、何回消したからどうのということではなくて1灯、1灯。一つ一つの器具を使ったときに細かく料金を設定しているということは、使用する皆さんのためのことなんです。座布団1枚何円というものまでありますから。使わなければそれはいいということで、積算をしながら使います。先ほど照明器具1灯というわけにいかないという答弁だったんですけども、1灯、1灯なんです。前面に何十灯かあります。それを全部使わなくてもいいというときには何灯ということで灯ごとに計算をします。その方が使用者にとっては使用料に対して実費ですから、その方が非常に有利なわけですね。そういうことの、面倒くさいですけども、細かい計算でやっているということでございます。

それから、教育長が先ほど答弁しました相談をしていただいたということで、15番議員の質問にもお答えをいたしますが、関連をするわけでありますが、恐らく15番議員はいわゆる体育協会とかそういうところを意識なさって御質問をいただいたと思うんでありますが、協会の資金造成のためにチャリティー的なものとか、料金をとってやったときにどうなるのかと、大変難しい問題だと思います。ですから、料金を入場料を設定する際に、いわゆる使用料との兼ね合いとか減免の率も勘案して料金を設定していただかないと、最初に料金を3,000円と設定したら、もう3倍の料金をいただかなければならないと。それから、それじゃ減免する規定があるじゃないかということであって、その辺の兼ね合いは教育長が判断をすることです。それから、前もってこういう料金表があるわけですから、事務局へ行って企画をする際に相談をしていただいて、資金稼ぎをと思ったのにギャランティーと料金でなくなってしまったというのでは困りますので、そういうことを相談をしながら事務局も指導すると思いますから、そういう方向で利活用を大いにお願ひしたいと。

それから、やはりこういう大きな建物になりますと、何もしなくても電気料毎月何十万とかかるわけですね。ですから、この使用料というものの御負担は、先ほど来から御意見がありますように、受益者負担で、そうでなければ町民皆さんで全部使わない人も全部負担をするということですから、やはり減免する減免するだけじゃなくて、受益者負担はある程度いただいて、みんなで維持するという考えになってもらうということで御理解をいただきたいと思ひます。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町小野田文化会館条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町小野田文化会館条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。30分まで。

午前11時13分 休憩

---

午前11時30分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第10号 加美町小野田図書館条例の制定について

議長（米木正二君） 日程第9、議案第10号加美町小野田図書館条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第10号加美町小野田図書館条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、加美町小野田文化施設の中の一つである加美町小野田図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めたもので、図書、記録その他必要な資料を収集整理し、及び保存して、町民の利用に供し、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的としているものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。37番及川六郎君。

37番（及川六郎君） この小野田図書館につきまして、実は以前に総務常任委員会で所管事務調査の関係で、中新田の図書館においていろいろ今回建てている図書館の問題についてもお聞きしたところ、独立館ですよという説明があったんですね。ちょっと待てよと、中新田にも図書館あるし、いわゆる図書館の間の連携等も含めてあるべきじゃないのかというふうに聞いた

だしたこともあるんですけども、いわゆる高額な蔵書ですら同じような蔵書をびっしりそろえるのかというふうな受けとめ方をしたわけですけども、いわゆるイントラネットの整備等も含めて、図書館の間の蔵書の入れかえだとかそういうものも合併した中での取り扱いの問題で、その辺どのような運用あるいは運営をされていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） まず、昨年の総務常任委員会でのお話で独立館というお話を申し上げたんですが、その独立館という意味は、中新田の図書館の分館という意味ではないよという意味で独立館というような表現の仕方をさせていただいたんですが、まず運営の仕方でございます。もちろん中新田の図書館と連携をとって、蔵書のいろいろなお互いのやりとりですとか、あるいは小野田の図書館で借りたものを中新田で返してもいいとか、小野田で中新田図書館の検索もできる、小野田で申し込んで中新田の本を借りることもできるというようなシステムになります。カードもどちらでも使えるようなカードになるということでございます。

議長（米木正二君） 37番。

37番（及川六郎君） ただいまの説明でわかりましたけれども、分館じゃないよと言えばそれまでなんですが、言ってみれば一つの町に二つも三つも図書館要らないというふうなことを考える人もいらっしゃるわけでありましてけれども、今の説明でそれとの関連で、今回の小野田図書館の取り扱いとは違うんですけども、いわゆるイントラネットの整備等も含めて、学校図書館との連携だとか、そういう取り扱いはどうなんでしょうか。今、やはり児童生徒の図書に対する関心度、非常に高いものがあります。どちらかということと学校生徒が中新田の図書館に来る場合は、夏休みだとかそういう課題を背負ったときに集中して来るケースが多いようでありましてけれども、いわゆる学校図書の充実という問題も一つは視野に入れておかないと、図書館の利活用の問題でまずいのではないかと。学校図書館と連携を図ることによって非常に生きたものになってくるというふうに思いますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） まず、学校との連携でございますが、いろいろな団体も含めて団体への貸し出し用 300冊というふうに考えております。現在加美町の中新田図書館は 100冊となっておりますけれども、中新田図書館も今後 300冊の方向で考えるというふうになってございます。期間も中新田図書館よりも長い期間で設定をしております。そういった関係で学校の図書館、学校図書との連携を大いに図って、あるいはぼのぼの号ですか、移動図書館の活用

も大いに利用していただきたいというふうにも考えております。特に、宮崎地区の学校ですとか、要望が強いものですから、そういった関係で考えてございます。以上でございます。

議長（米木正二君） 25番新田博志君。

25番（新田博志君） 合併前までは図書館運営協議会というのがありまして、私も委員をさせていただいて随分あちこちの図書館も見せていただいたんですけども、その中で一番感じたことは、うまくいっている図書館運営をしているというところは必ず司書をたくさん抱えているんですね。図書館司書を。司書の配置というのが随分大事になってくると思います。学校図書の話にしても、ただ学校の本をどうこうただけで利用率が上がるものではなくて、やはりそこに司書の配置とか司書の派遣とかという形が当然とられてこなければ、学校図書館なんていうのはうまくいくものではありません。

それから、課長余り図書館のことわからないのか知りませんが、ぼのぼの号の運行は今多分目いっぱいのはずだと思います。その辺も絡みますと台数をふやさなければならないとか、職員をふやさなければならないとかという問題も出てきますので、簡単にぼのぼの号と言ってもとにかく運行は難しいことかなとは思いますが、ですから、その辺も含めまして考えますと、どうしても図書館司書の配置というのが大切になってくると思うんですが、その辺のことについてはどういうお考えでしょうか。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） おっしゃるとおりでございます。司書の配置というのは非常に大切になってこようかと思っております。上の方にも担当レベルの方から司書の配置ということで要望はいたしております。それは人事のことですから、どのようになるかお答えはできないんでありますけれども、またぼのぼの号、現在職員の体制の関係で休んでいるような状態です。これももったいないという話でございますので、特に宮崎地区の方には何とか職員を配置していただいて、運転業務の方とパソコンを扱う職員、最低でも2人は必要ということになりますけれども、何とか考えていただきたいというふうにも要望しているところでございます。

議長（米木正二君） 25番。

25番（新田博志君） 当然課長はそこまでしか答えられないと思いますので、この司書の配置とか、それからさっきのぼのぼの号の運用ですね、もう休んでいるぼのぼの号の運用などに関しても、職員を配置しない限り絶対できませんので、その辺のことについては町長か助役に答弁いただきたいと思うんですが。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） 図書館に配置する司書の関係につきましては考えております。ただ、その司書資格者の人数、何名を配置するか、今検討しております。旧小野田町におきましても1名の司書資格有資格者ございましたし、旧中新田町さんでは現在図書館事務から離れている職員の中にも司書資格を有する方々もいらっしゃる状況でございますので、そのような中で検討を進めて司書の配置を行っていくということになるかと思っております。

それから、移動図書館の関係ですが、中新田図書館に移動図書館専用のバスがございます。大型免許でないと運転できないというようなこともあるようでして、今それを運転する職員が配属されていないというような状況から休んでいる状況でございます。これの活用につきましても中新田図書館長の方からお話をいただいておりますので、これからの検討課題と考えております。

議長（米木正二君） 25番。

25番（新田博志君） 本当にあちらこちら図書館を見せていただきまして、本当に成功しているところは司書の配置がしっかりしてるんですよ。それを見ていると立派な図書館をつくっても司書を配置しないと魂入れずに近い状態になりかねませんので、図書館の活用のためにもぜひとも司書の配置をお願いしたいと思います。要望です。

議長（米木正二君） 28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） 中新田にも図書館があって、小野田に図書館は要らないんでないかという声があるということは私も聞いてますけれども、図書館の普及の方々がいらしたときの、私講話を聞きにいきましたとき、やっぱり専門職の場合はその司書によって求めてもらう、そして今テレビで放送をやってるような「武蔵」のような単行本は中新田にも小野田にも用意するべきであるというような簡単な説明を受けて、「ああ、そうなんだろうな」と思いました。そして、今聞いてみますと予算が厳しくて図書が買えないとか、それはどうだかわかりませんが、そのときにゆうべあたり「ありがと文庫」というので、皆さんに全国にお願いしましたら本当に本がいっぱい集まって、すばらしい図書館をつくってるのなんか見ますと、ああいうこともいんでないかなというふうなことも考えられます。

それから、先ほどの司書の問題ですけれども、司書は本当に失礼ですけれども資格ありますというだけでいいものか。公募してきちっとした司書をきちっと選ぶべきでないかなというようなことも、いろいろ私は人事のことやるものではありませんけれども、やっぱりいい図書館を見て歩きますと、司書によってその図書館の運営がすばらしいということがありますので、

どうぞその辺どんなお考えであるかお伺いします。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） まず、有資格者を前提に配置を考えたいと思いますし、その有資格者、配置された有資格者につきましては、資格を有しているという状況をよく踏まえてお働きをいただくことがまず第一だと考えます。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。41番太田義明君。

41番（太田義明君） 単純なことですけれども、中新田図書館にお恥ずかしい話ながら二度ほどしか行っておりませんのでよくわからないんですが、この小野田の図書館の規模といたしますか、冊数とか、お伺いしたいと思います。

それから、先ほどイントラネット云々がありましたけれども、そうしますと中新田の図書館の内容といたしますか本の内容と、小野田の図書館の備える本の内容、先ほども話が出ましたけれども、中新田にも小野田にも必要なものは必要でしょうけれども、なるべく中新田図書館と小野田図書館が競合しないというのはちょっと表現が悪いかもしれませんが、その本の内容です、ね、どんなふうにお考えなのかお伺いします。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） まず、小野田図書館の蔵書の数でございますけれども、平成15年度で4万冊を予定いたしております。最終的には5万冊を蔵書として考えてございます。

それから、中新田図書館と小野田図書館の蔵書の特徴といたしますか、違いといたしますか、小野田図書館は若者定住の関係の補助をいただいている関係もございまして、主に若者向けの本あるいは青少年向けですね、幼児向け、児童書といった関係に重点を置いております。もちろん一般書の方も考えておりますけれども、当然両方にあって需要の多いというか、希望の多い方は両方にあってしかるべきというような考え方で整備を行っておるところでございます。

以上でよろしいでしょうか。（「中新田、今何冊あるんですか。何万冊」の声あり）

中新田の図書館は20万冊ございます。（「はい、了解」の声あり）

議長（米木正二君） そのほかございませんか。10番千葉明朗君。

10番（千葉明朗君） 三つほどちょっとお尋ねします。

専門職ということですが、よくわかりませんが、今文化対策室の方に臨時の女の方が来ている。この方が資格を持ってらっしゃるんじゃないんでしょうか。行く行くはこっちに御働務いただくメンバーなんですか。

それと、県の派遣の専門官がいらっしゃいますね。この方はいつまでいていただけるのかと

いうこと、一つですね。

それから、先ほど5万冊の申請が4万冊予算の関係で、行く行くは1万冊ということも規模に入れて町長はいらっしゃるんでしょうけれども、一つは貸し出し、1人当たり大体平均幾らぐらい、1日何冊ぐらい見ているか。総計で見て、今配置されている図書の棚のキャパシティがどれだけか。その相互間があることによって、貸し出しがどんどん出てくると空き部屋になってしまって、大変どうでしょう。それを成就するために早急に1万冊の計画というものをしていくべきじゃないかということですね。

それともう一つ、中新田間との関係について、中新田で借りて小野田に返す、小野田で借りたものを中新田でも返すということもできるということを知っておりますので、私はやっぱり独立館の運営であるだけけれども、図書の貸し出したとか町民の図書に対する啓蒙、そういう関係についてはそう問題は起きないと思うんですね。それをどんどん強めていただきたいと思うんです。

それからもう一つ、先ほど坂本議員が言いたいことなんですが、町民文庫的な要素だと思うんですね。町民に読んでもらいたいもの、読みたい本の自分の家にあるものを提供してということでしょうけれども、私も大賛成だったんですが、専門的に見てどうなんでしょう。それをお願いしても、それを整理したり製本したり保管するその作業が大変なんじゃないかと思うんですね。ですから、その辺のところの見解をある程度持っていないと大変じゃないかと思っておりますので、その辺のところ三つですね、お聞かせいただきたい。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） 最初の二つの件ですが、臨時職員の方、司書資格は有しておりません。3月末までの雇用期間となっております。4月に出産を控えているということもありまして、3月末で雇用満了と考えております。

また、県から派遣をされている職員につきましては、2カ年という約束で15年、16年度の予定で派遣をいただいております。以上です。

議長（米木正二君） 教育長。

教育長（三浦公男君） お答えします。

県から派遣いただいている件ですが、旧小野田町時代に県の方に申請をしましてこういう新しい施設ができますので、専門的な知識を導入したいということで派遣依頼をしました。約束は2年間、15年と16年度でしたが、実は本人の都合等がございまして、加美町には7月31日まで、つまり開館時までで終了と、その方向で今進んでおります。その後、県からの出

向はございません。

それから、学校関係とも絡んでくるわけですが、御案内のとおり、子供の読書活動の推進に関する法律というのが2001年12月5日、参議院で通過しました。そして、12月1日、法律として正しく子供たちを含めた図書館法というのが決まったわけです。その中から言いますと、学校図書館法で司書教諭と司書と大きく二つになっているわけです。司書教諭については、図書館法でもって単位を習得した教師に充てられる司書教諭でございます。これは、学校規模からいって12学級以上に1名の司書教諭を張りつけると定まっております。したがって、加美町では中新田小学校、中新田中学校、ここが該当しております。そのほかは国語担当している、つまり司書教諭の資格を持ってなくても担当してお世話をしていただく、そういうことでございます。司書についてはまた別な制度でもって、司書制度でもって採用しているわけですから、これは司書教諭の補佐に当たるというのが原則でございます。これが一般公民館とかそういう公共施設に職員として採用されているのは、その司書でございます。ですから、学校と司書、ここがちょっと制度的に違うということでございます。そういうことで、どちらも年に何回かの研修を進めて、十分町民、住民の方々にサービスができるように、そういうシステムを加美町としてもとっていきたいと思います。以上です。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） まず、キャパの問題でございますけれども、目標が5万冊ということでございますから、5万冊のキャパというふうに考えていただきたいと思います。

それから、本の整理の関係でございますけれども、これは中新田図書館も同じでございますが、毎月末の1日を館内整備日とさせていただいております。また、年間15日以内で年2回特別整理期間というのを設けさせていただいて、この間に整理をしたいというふうに考えております。以上でございます。（「ちょっと勘違いしてるんですよ、課長。その整理整頓と言ったのは町民文庫として町民から本を提供いただいたものが、制度をつくってしまうと大変いいことでしょうけれども、それを製本したり糊づけしたりするそういう作業は専門的に大変じゃないかという意味です。町民文庫のことです」の声あり）

失礼しました。それらの対応については、職員が何人配置されるかわかりませんが、当然大変だろうということで、パートをお願いしまして、その都度できるだけスムーズに整理をしたいというふうに考えてございます。（「それは、だからそういう制度で受け入れ……」の声あり）

議長（米木正二君） 10番、ちょっと座って言わないでください。

生涯学習課長（星 秀吾君） 1人、個人には5冊以内というふうに考えてございます。

議長（米木正二君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町小野田図書館条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町小野田図書館条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時01分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第11号 加美町小野田コミュニティセンター条例の制定について

議長（米木正二君） 日程第10、議案第11号加美町小野田コミュニティセンター条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第11号加美町小野田コミュニティセンター条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、議案第12号で提案いたしておりますが、小野田公民館が平成16年4月1日より加美町小野田文化施設に移ることに伴い、これまでの小野田公民館施設を加美町小野田コミュニティセンターとして利用し、地域のコミュニティー活動に寄与するため、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。30番佐藤澄男君。

30番（佐藤澄男君） この件についてお尋ねをしておきます。第3条の「必要に応じて職員を置く。」という規定でございます。公民館が移りますと、どういう管理体制になるかというこの施設の仕様につきましては、地区民の非常に願望の強いところでもございました。こういう形で条例を設置して管理をしていくということでありまして、この必要に応じて職員を配置するというのと、それから第9条「必要があると認めるときは、公共的団体に委託することができる。」というようなことでもありますけれども、これはどういうことを想定されておりますか、お尋ねをしたいというふうに思います。

また、この施設に隣接する体育館の管理はどういうふうにご検討されているのか、これに含まれるのかどうか。また、その際使用上の問題点になるであろうということをご検討してみたんですけれども、いわゆる公民館職員がいる場合は、今までの使用は夜間の場合においても宿直というか臨時職をパートという形で置いておいたんですけれども、それはどういうふうにご検討されているのか。いわゆるこの施設は、非常に利用頻度が高まるのが予想されます。そういったときにこの使用する場合の規制とか、今まで使った以上に不便になることに対する住民の不安感というものがあるわけでもあります。こういったことについてご検討をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） お答えいたします。

まず、第1点の第3条の関係、これは人事にかかわることでもありますので、こちらの方は助役の方に答弁をお願いしたいと思います。

それから、第9条の関係でございます。管理の委託でございますけれども、これは「町長が必要と認めるときは、コミュニティセンターの管理の一部又は全部を公共的団体に委託することができる。」ということでもありますけれども、これは将来、いつの時点になるかわかりませんが、小野田地区の東部コミュニティ推進協議会の方に委託管理も可能かなというものを視野に入れての第9条の設定ということで考えてみました。

それから、体育館の管理の件でございます。これも人事に関することでもありますので、助役の方でひとつお願いを申し上げたいと思います。

それから、4番目の夜間日直の件でございます。これは現在まで夜間日直を置いておまして、夜10時まで管理をしていただいているところでございますけれども、小野田の文化施設が完成することによって、そちらの方の警備員に管理をお願いしてはどうかということで、コミュニティセンターの方になりました際には、夜間日直をこれまでお願いしていたのを廃止をし

て、文化施設の方の警備の方をお願いをするというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） コミュニティセンター条例の第3条の件、必要に応じて職員を置くという関係、あるいは町民体育館の小野田地区町民体育館の管理の関係等も関連してまいります。コミュニティセンターとして使用することについてまず第一に考えるわけですが、ただ隣接して小野田地区の町民体育館あるいは町民グラウンドがございますので、それらの管理もあわせてこの施設を利用して行う考えでございます。町民体育館の方には職員の事務室として利用できる場所がございますので、このコミュニティセンターに体育館管理職員も配置をしてと考えております。その中で体育館管理職員、コミュニティセンター管理職員兼務の配置になるかと思っております。そのように考えております。

そしてまた、夜間の管理の関係ですが、新しい公民館機能は新しい施設の方に移ることになりますので、このコミュニティセンターの利用、先ほど利用頻度が相当多くなるであろうというお話もございました。それらの状況は今後推移を見る必要もあろうかと思っておりますが、できればその利用者の責任において管理も御協力をいただくと、使用開始前の戸の開放、施設の開閉、そのような点について利用者の御協力をいただくと。施設の入り口、出入口の施錠の管理を小野田支所の宿直の方をお願いをする計画で今おります。小野田支所庁舎には24時間勤務のガードマンがおりますので、そこで使用者がかぎを借りて施設を利用した後にまた小野田支所の方にかぎを返すと。そして、最終的な戸締り、火の元の管理につきましては、新しい文化センターのガードマンが新しい施設の管理終わりました後に、こちらのコミュニティセンターあるいは町民体育館等の戸締りもして、最後の仕事の終了になるというような今計画を持っておりまして、新しい施設あるいは現有施設それぞれどのような方法で管理をすれば最も効率的な運用ができるのか、その辺を今いろいろ検討しながら対策を練っている状況でございます。その考え方は今申し上げたような考え方で進めているという状況でございます。

議長（米木正二君） 30番。

30番（佐藤澄男君） 概略考え方、今お話をいただきましたけれども、この問題は日中は余り問題ないのかなというふうに思うんですが、夜間のかぎの取り扱い等考えてみますと、あそこに入ってこれまではこの時間からこの時間まで借りますよというようなことを申請を出しておいて、その時間にかぎをあけてもらってすぐ使えたわけですね。今度今の説明ですと、この支所に来て警備員にかぎを借りて、みずからあけるといようなことの今話を伺ったんですけれ

ども、そういう方法が本当にいいものかどうかということですね。その間にだれも管理する者がいない状態になるわけですね。これは使用者の責任においてということ、これは非常に大事なモラルの問題でこれから定着をさせていかなければならないことであろうというふうには思うんですけども、果たしてそれで公的な施設の管理というのはそういう面で十分なのかどうかという思いを、今説明を聞いて思ったんです。どうかその利用する方とすれば、当然自分たちの責任において、責任者は当然感じておるわけでありましてけれども、そこに参加する者まで全体を統括する、その責任も当然あるとしてもその趣旨の徹底というのは非常に問題がありはしないかというふうに今思ったところです。

したがいまして、かぎを例えばこういうこともあるんですね、今までもバスの使用などについて同じように、支所の警備員に来てかぎを借りてバスを運転して返すというようなことがあったんですけども、たまたま申請をしても申請書がこちらに届いてなかったというようなこともありました。そういった場合、これまでですとそこに職員がいるわけですからすぐ問い合わせができたんです。それで、「いやいやこっちに連絡ミスだった」というようなことで、これは大事に至らないことだったんですけども、この規定をこのまま始めますと、たまたまそういうことが起きた場合に、そこで受け忘れたようなことであっても、警備員の方は申請が出てないものを絶対貸さないのが原則と、こういうことになりますね。そうしますと、人が集まってきてかぎのないところで、冬期間などは寒いところで子供たちが体育館あけるのを待っているというような状況の中で、それを放置するというようなことになりかねないんじゃないか。私もここは随分使ってまして、体育館もそういう関係で使うことが多いんでありますけれども、そういう行政の対応というのが、せっかくこのコミュニティ、合併してこれから考えてもらわなければならないのは、こういうコミュニティの活動を一層推進するというようなことが、この合併当初においては非常に大事な視点だろうというふうに思いますし、そういったときに今説明されたような管理体制では、私はちょっとこれは承服できないというふうに考えております。どうかもう少し住民に使いやすい、そういう体制を考えてもらうわけにはいかないかどうか。こういったことについて再度お尋ねをしておきます。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） ただいまの御質問ですが、施設の夜間の利用における管理体制ということ、これまで旧小野田町では夜間管理者を置いて、あるいはこのコミュニティセンターとして新たに使用する現在の町民センターにつきましては、宿直を置いて管理をしてきている、非常に管理体制の整った、あるいは便利な、あるいは安心して使える状況にあったことは確かでご

ざいます。ただ、一方では旧小野田町、小野田地区の中におきましても、旧中学校跡の体育館、社会体育用として開放しておりますが、自主管理のもとに使用してきている状況もございます。利用者数が少ない、あるいは一つ二つの団体という数の違いはございますが、管理方法としては、利用する方々の自主的な管理のもとに御協力をいただいているという状況が一つございます。あるいは学校開放の中で行われる各学校の体育館の使用につきましても、そのような考え方でやっていると思っております。また、旧中新田町、現在の中新田庁舎の前に中新田小学校の体育館がございますが、その使用につきましては、やはり支所の警備員さん、朝までいる宿直の警備員さんのところからかぎを借りて、使用後はそこにかぎを返してというような状況もございます。利用者数の違いは確かにあるかと思うんですが、まずそのような方法でやれないものかどうか、やはり1回試行してみる必要はあるだろうと思って、そのような考えのもとにこれからの管理形態を、ただいま申し上げましたような利用者の協力もいただきながらということを考えているわけでございます。その点につきまして御理解を賜りたいと思います。

議長（米木正二君） 30番。

30番（佐藤澄男君） そういうあるべき姿は否定しているものではないんですよ。合併をして公民館がここにあったものがあっちに移る、そうしたらこっちのコミュニティの受け皿として先ほど東部コミュニティの協議会に委託する方向を盛り込んだということ、これは理解できるんです。その中で一番心配しているのは、夜間の利用する場合にどういうふうになるんだろうというようなことが、先ほど申し上げたような不安が当然あるわけですね。そういった中で多分突き詰めていきますと、人件費の削減からこういう発想が出てきているんだろうというふうに思うんですね。宿直を置くことによる人件費、これはどれくらいかかるものか容易に算出はできるんだろうと思いますけれども、この問題、公共施設すべからく中新田もそういう方法だということでありましてけれども、中新田のあそこの、ここからもう見える距離ですけれども距離的な問題、こういったこと、それから先ほど申し上げたようなせつかく申請をしてもたまたま忘れるというようなこともあった事例もありますし、そういった中でももう少しクッションを置くようなやり方ができないのか。例えばそういう利用方法についてこれは説明が必要になりますね。利用する人たちに。紙切れ1枚でこうしますというようなことにするのかどうか。こういったことが合併して本当にそれがよかったことなのかどうかという、そういう視点から考えますと、これはその方向性を示すということについては理解はするけれども、そこにおける住民に対する行政の対応の仕方として、これは問題になりはしないかという心配を私はする

ものであります。したがって、こういったことのほかに余り例もないだろうと思っておりますけれども、どうですか、町長、その考え方。こういう施設を、形態が今度まるっきり変わることになるわけですから、こういったときに心しなければならぬ大事な問題なのかなというふうに思うんでありますけれども、この利用についてのもっと優しさというか、考え方を提起をしたいと思うんでありますけれども、いかがでございましょうか。最後ですから。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 御質問の御心配なるほどと思うわけではありますが、むしろこういうコミュニティセンターは、使用者の皆さんが使いやすい方向で地域に開放するという考え方から、日直、宿直あるいは当番を置いてサービスを提供するというのも一つではありますが、いわゆるコミュニティセンターは自治組織で、コミュニティ組織というのは自治組織でありますから、かぎのあけ閉めということはそれは対応の仕方でも対応できると思うんですね。本日の使用の、忘れてしまったとかということは別の話でありまして、申し込みによってどういう団体がどの会議室を使うとかいうことであれば、あらかじめその部分をもう施錠を解除して開放してしまうと。そして、宿日直がいるとすれば大体9時までで、あるいは公民館の場合には少し時間が遅いようではありますが、宿直等々がいれば時間を厳守してもらって、そこまで終わっていただくということ、どうしても規制が出てまいります。自主管理ということであれば、そういうその枠がないということではないんであります。少々時間をおくれても使用者が責任を持ってその施錠をし帰っていくと、当然帰りにはガードマンのところにかぎを届けもらうという手数は多少かかるとは思います。もう無人の中で責任を持ってその施設を利用していただくという、むしろ開放型の施設として定着をした方が利用者にとって有利なのではないか、利用しやすいのではないかとこの方向で考えて、このような対策を講じたということでもあります。ただ、御案内のようにお話のように、最初は皆さん戸惑いが少しあるかもしれませんが、いわゆるみんなの施設であるということで、事務室の部分は施錠して、あとは地域に開放するという基本的な考えでこのような使用方法を考えたということでもあります。

議長（米木正二君） 31番高橋源吉君。

31番（高橋源吉君） 現在の公民館をコミュニティセンターにするということで、そういった考え方も一つの施設の有効利用ということであってしかるべきかなとは思いますが、ただ使う方の立場、町民からすれば新たな公民館ができると。言うなれば公民館が同じ地区に二つあるような感覚で、要は新館と旧館、あるいは本館と別館くらいの感覚でしかとらえていただけないのかなという心配もあるわけなんです。現在の文化施設、今新築建て方終わろうとして

ますけれども、この話が持ち上がった時点で、前にも一般質問が何かで言ったような気がしま  
すけれども、高齢者に対しての何らかの施設あるいは児童館的な施設として利用できないもの  
かという話もあったわけなんです、その辺はコミュニティセンターにするという時点で考慮  
されたものかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） このコミュニティセンターにつきましては、高齢者あるいは子供さんた  
ちの利用も十分にできる施設という位置づけをしております、高齢者あるいは子供の利用を  
も踏まえた施設と理解していただきたいと思います。

議長（米木正二君） 31番。

31番（高橋源吉君） 助役の説明では高齢者あるいは児童館的なという話もあったわけなん  
ですが、ただ、具体的にはどのように使うかというのはこれからなんでしょうけれども、もう少  
しコミュニティセンターとしての機能的なことを具体的に町民に知らしめないと、利用頻度は  
高まっていかないのじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） 実際の利用につきましては、ただいまお話しされたとおりだと思いま  
すし、その点につきましては管理をする教育委員会において住民によく周知をしていく必要があ  
るだろうと思いますし、事前の周知もやはり大切だろうと考えております。

議長（米木正二君） 17番近藤義次君。

17番（近藤義次君） 中新田の利用と決めると、その館長になる者がちょっと難しい人が来  
ると、やってた仕事もさっぱりやらなくなるんだね。だから、その上に立つ者が人柄のいい立派  
な者であれば、その館の運営もスムーズにいくのでありますから、町長にお願いですが、館長  
の選任については人柄のいい穏やかな人を選んでいただいて、今みんなが言ってるようなこと  
が実現できるような人を、中新田にもかつて公民館に難しい人がいて、やってた仕事がめちゃ  
くちゃになったことがありますから、その辺をお願い申し上げたいと思います。要望です。

議長（米木正二君） そのほか。28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） 地区の皆さんは、児童館的働きをしていただきたいということはずっと  
望んでおったと思うんですね。そして、やっぱり夜なんかもいろんな1組に限らず3組くらい  
の人たちがいろいろ使ってると思うんですけれども、ここに第3条で「必要に応じて職員を置  
く。」体育館管理とこちらの管理。何かこれ皆使用許可が教育委員会となりますと、何となく  
教育委員会があそこに移ってこなければならぬんじゃないかなというふうに、今私錯覚を起

こしながらここで見てるんですけども、やっぱりきちっとした、近藤議員さんの言うようにちゃんとした人を設置してほしいということですから、その辺で町長さん考えてると思うんですけども。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 職員の配置につきましては、小野田コミュニティセンターについては、いわゆる非常勤の特別職ということではなくて、職員の中から常勤の館長その他の職員を配置をしたいと考えてございます。名称をコミュニティセンターといたしました。いろいろな使い方、公民館あるいは公民館は向こうにありますから、恐らく公民館的な使い方については皆さん新しい方に使用頻度が移っていきだろうということでありまして、コミュニティ活動の主体としてこのセンターを使っていたきたいと。ただ、児童館になりますとちょっと所管が少し縦割りになりますと、別になるんですね。ですから、それらを含めてあそこに看板とか、部屋に児童館的な使い方をする表示をつけてもいいと思ってるんです。それで、教育長と実はあの建物の内部を踏査をした経緯がございます。今ある事務室の図書室になっている部分を、あれを一つの壁を取り払って、児童館的なものに使うと。子供たちの時間帯は職員が勤務している時間帯でありますから、そこにはもし児童館としての使用ということになれば、いわゆる指導員的な機能を持った、職務を持った職員も配置をしなければならぬ。そのことも含めて今人事配置を考えてございます。ただ、そのほかの部屋がたくさんありますから、そういう部分については夜間は開放するという考え方でいかがなものかということで、今考えているところであります。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。21番熊谷和夫君。

21番（熊谷和夫君） 今、30番への助役の答弁の中で夜警員の関係が出たんですね。小野田支所では24時間体制でとっていると。宮崎支所では多分夜間だと思えます。5時から8時くらいまでは、今後統一行動の対処をされるのか。その辺をひとつ伺います。宮崎では夜だけの夜警をやってるわけね。端的に言いますと。小野田さんは24時間の体制をとっていると。その辺の対応ですね、ひとつお聞かせ願います。

議長（米木正二君） 助役。

助役（清野健一君） 私が申し上げました警備の体制は、職員のいない時間、休みのとき土日、それは24時間いるということにして、職員が勤務している間の支所は、宮崎さんも小野田さんもともに午後5時から翌日の8時半、土曜日曜あるいは祝日休みの場合は警備員が24時間勤務という形で、それは小野田支所も宮崎支所も同じのはずでございます。中新田本庁も同じでござ